開会 (9:49)

○渋谷英彦委員長 皆さん、お疲れさまです。

ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は1件であります。

議第89号「令和3年度焼津市一般会計補正予算(第11号)案」を議題といたします。 質疑、意見のある委員の御発言をお願いします。

- ○杉田源太郎委員 全般的なんですけれども、今の歳出のほうで、生活困窮者自立支援、 これの支援、住民税非課税世帯への支援、それから今回の子育て、これ、全体に対して、 入ったときにそれが課税認定されるのかどうか、そういうことについてお聞きします。
- ○飯塚真也行政経営部長 課税認定という質疑でございましたが、課税認定、例えばどういうことでしょうか。
- ○杉田源太郎委員 私が聞きたかったのは、生活保護世帯なんかありますよね。収入認定をされることによって……。
- ○杉山広晃地域福祉課長 ただいまの杉田委員の御質疑にお答えします。 生保の収入認定のほうには認定されません。 以上でございます。
- ○藤野 大子育て支援課長 子育て臨時特別給付金に関しましても課税はされません。 以上でございます。
- ○深田ゆり子委員 子育て世帯臨時特別給付金事業補助金について伺います。 5ページです。

これは、今回後半の部分なんですけれども、前半のときにお聞きすればよかったんですが、児童手当の場合、9月30日、その時点で児童手当をもらっている子どもさんが対象となるということなんですが、例えば10月1日に離婚されてしまった場合、そうした方は対象から外れちゃったり、支給先が住んでいないところに行ってしまって本人のところまで行かないという、そういう場合が出てくるのではないかと思います。そういう場合の対応はどうでしょうか。それが1点。

もう一点。令和3年度のお子さんは、4月1日生まれまでの赤ちゃんが令和3年度になるんですが、今回の対象者は3月31日までと国のほうはなっております。4月1日が学年は一緒なのにうちの子だけもらえないという、そういうことがあって、各市町では独自にその分だけ、そんなに数は多くないと思うんです、本当に多くないと思うんです。だから、独自支援として4月1日生まれの子も対象にすると、そういう予算を市独自で入れるということもあるんですが、焼津市の場合はどういうお考えでしょうか。

○藤野 大子育て支援課長 2点の御質疑をいただいたかと思いますけど、まず、1点目の関係ですけど、今回の交付金の基準日は、令和3年9月30日が基準日でございます。 先ほど委員のほうから児童手当の受給者のお話がありましたけど、児童手当の受給者でいきますと、令和3年9月の児童手当を受給している方が支給対象になります。

したがいまして、10月1日以降に離婚が成立された方についての対応でございますけ

ど、その基準日、児童手当でいくと9月分の児童手当を受給している方が支給対象となります。

それから、2点目ですけど、今回の新生児の方の給付につきましては、先ほど委員からもありましたように来年の3月31日までに生まれた方になります。翌日4月1日に出生を迎えられた方については、基本、今回の市の対応としては、国の制度を活用して行っていきますので、そういった独自対策ということは考えておりません。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 最初の児童手当の9月分を受給された方には対応するということなんですが、だから、10月にもう既に引っ越しとか、そこに住んでいない、離婚されたという、そういう状況の方に対しての、市のほうでは受給に対してのお知らせを各世帯に送られたようなんですけれども、それを読みますと特にそういうことは書いていないものですから、DVの方は相談、連絡をくださいということがありますので、やっぱり住居環境とか世帯環境が変わった場合の方は連絡をくださいというのをもう一つ追加していただくということも丁寧な対応ではないかなと思いますので、お願いします。

それから、4月1日のことはまだ先ですので、もう少し余裕がありますので、今時点でやりませんよということではなくて、今後もう少し時間をかけて市として検討していただきたいなというふうに思いますが、どうでしょう。

○藤野 大子育て支援課長 現時点では、今回の給付金の事業については国の制度に基づいて実施していく考えでございます。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 ですから、作業が2度にわたって本当に大変だと思うんですけれども、 今回も大変だと思うんですけれども、現時点では考えてないという御答弁でしたけれど も、まだ時間があるものですから、もう少しこの件については再検討していただくとい うことを要望させていただきます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、ここで議案書に誤りがありましたので正誤表を配付しますので、 ちょっとお待ちください。

これの説明をお願いしたいと思いますので、財政課長、お願いします。

○増田恵子財政課長 ただいま正誤表をお配りいたしましたけれども、補正予算書6ページ、7ページになります。

3 款民生費、1項社会福祉費、10目住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業費のところでございますけれども、財源のところでございます。特定制限のところに、今現在、一般財源のところに19億4,135万2,000円が入ってございますけれども、こちらのほうは特定財源の国界支出金になりますので、そこのところの修正をお願いいたします。以上でございます。

○渋谷英彦委員長 分かりましたか。

では、会議を続けます。

ほかに。

○村松幸昌委員 今のところですけれども、これ、分かりました。ということは、今国の ほうで衆議院を通過したんですけど、今参議院に上程して、そこを見込んでこういうふ うにしていると。私もこの修正案が来る前にどういうことなんだろうと確認しようと思いましたけれども、了解しました。

- ○渋谷英彦委員長 ほかに。
- ○石田江利子委員 3つほどあるんですけど、1つずつ行かせていただきます。 今日も朝刊なんかに、焼津市、トップを切ってということで掲載されておりましたけれども、17日、本日プッシュ型で振り込む児童対象数をまず教えていただけますでしょうか。
- ○藤野 大子育て支援課長 本日入金をさせていただく対象児童数ですが、1万6,423人でございます。

以上でございます。

- ○石田江利子委員 公務員の世帯とか高校生のみの世帯という世帯があるかと思うんですけれども、あと新生児、生まれた世帯というのは申請が必要だということを伺っているんですけれども、昨日までに何人来て、その対象の児童数、何人になっているのでしょうか。
- ○藤野 大子育て支援課長 申請が必要な方の昨日現在の件数だと思いますが、昨日まで 受付をさせていただいた件数につきましては1,340件でございます。それから、その中 の対象児童数につきましては約1,700人でございます。

以上でございます。

○石田江利子委員 了解いたしました。

本日よりプッシュ型で振込が始まっているわけなんですけれども、年内にどのくらいのパーセントの振込を完了する予定でしょうか。

○藤野 大子育て支援課長 申請の必要な方につきましては、今週の土曜日、日曜日まで受け付けて、そこまで受付をさせていただいた分につきましては27日、年内給付が可能となる方になります。そこまでの見込みを試算しますと、90%以上が年内に給付が完了できるというふうに考えています。

以上でございます。

- ○渋谷英彦委員長では、ほかに。
- ○深田ゆり子委員 先ほどの住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対する現金10万円の給付に関するところですけれども、住民税非課税世帯の対象世帯が何世帯で家計急変世帯を何世帯と見込んでおられるのか。

それから、この家計急変世帯というのは、収入の何%ぐらい減少したらこの対象になるのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○杉山広晃地域福祉課長 深田委員の御質疑にお答えします。

まず、1点目ですけれども、非課税世帯の人数ですが、1万3,719世帯、それから、 家計急変世帯分の推測なんですけれども、5,214世帯と見込んでおります。

それから、急変のほうの収入でございますけれども、こちらは、今回の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が減少し住民税非課税水準となった場合が該当すると定義されております。国のほうの定義がそうなっておりまして、幾らからというものがないものですから、住民税非課税水準を下回った場合には、申請によりこちらのほうで確認をして支給するというような考えでおります。

以上でございます。

- ○深田ゆり子委員 住民税非課税世帯が1万3,719世帯って焼津市でも多いな、1割を超えているなと思うんですが、それから、家計急変世帯が5,214世帯を想定しているということなんですけど、この対象が住民税非課税世帯の水準になったら、御本人への啓発とか、申請ということなので、知らなければ申請もできないものですから、それをどのようにお知らせしていくのか。あと、この締切りというか、いつまでに申請を受け付けますということはありますでしょうか。もう決めてありますでしょうか。
- ○杉山広晃地域福祉課長 まず、支給に関わる案内の周知方法ということだと思いますけれども、広報紙、ホームページ等の既存の媒体等の手段のほか、新聞折り込みによるチラシの配布や市内公共施設での配備を検討しております。

また、生活困窮者自立支援制度の相談経緯から、急変の実態が把握できる方にはプッシュ型の案内送付も検討しております。

あとは、締切りの関係ですけれども、一応令和4年9月30日までというふうに国のほうでは現在示されております。そこまで申請は受け付けるということで考えております。 以上でございます。

○深田ゆり子委員 家計急変世帯で住民税非課税世帯にならないと、期間というのは令和 4年9月30日ということでまだ半年以上あるので、1年近くあるのでちょっと安心しま したけれども、広報とか案内のほうも分かりました。

ただ、住民税非課税世帯の水準まで落ち込まないともらえないよということがどうなのかなと、家計急変世帯というと、住民税非課税世帯ではなくても400万円の方が300万円になってしまったと、それをもう家計急変ですよね。そういうところをどういうふうにお考えですか。そういう方は対象にならないのか。

○杉山広晃地域福祉課長 国の制度がはっきりとまだ出ていない段階ではございますけれども、今の情報の中では、例えば、この家計急変世帯というのは、令和3年1月から令和4年9月までの間で、その間で1か月でもそういった水準に落ちた方は対象というふうになっております。ですので、どういう方々がそういう対象になるかというのは私どももちょっと把握できていないものですから、申請によってその該当する方については拾えるものかと考えております。

以上です。

○深田ゆり子委員 また詳細が分かったら教えていただきたいと思います。

今回、名称が国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策ということになっております。補正予算の経済対策ということですが、今回の補正予算は福祉的な補正予算が全てですけれども、経済という言葉、経済対策と書いてあるのに自営業者とか事業所とか中小・小規模事業所とか、そうした方への経済対策というのはないのでしょうか。

○飯塚真也行政経営部長 ただいまの深田委員の質疑にお答えします。

国の今回の補正予算につきましては、委員のおっしゃるとおり、コロナ克服・新時代 開拓のための経済対策が全体の補正予算の内容でございますが、今回我々のほうで出さ せていただいたのは、そのうち、感染の影響により厳しい状況にある方々への事業者や 生活、暮らしの支援、その中で生活、暮らしへの支援、この部分について、今回追加補 正をさせていただいておりますので、その他の経済対策につきましては、国の直の補正 予算、もしくは今後、また、それに基づく事業内容がこれから21日過ぎに出てくるかと 思いますので、その対応になろうかと思います。

以上でございます。

- ○渋谷英彦委員長 ほかにありませんか。
- ○内田修司委員 2点ありますが、まず先に、3款1項10目住民税非課税世帯の補助金、 特別給付の件ですが、中身の節の委託料2,725万円とありますが、この内訳をまず教え てください。
- ○杉山広晃地域福祉課長 内田委員の御質疑にお答えします。

委託料の関係の内訳ですけれども、業務委託として支給支援業務、こちらはSBSのほうに考えておりますけれども、1,687万9,500円。それから、人材派遣、こちらのほうは延べ48人ですけれども、そちらのほうが966万2,400円。それから、電話の回線ですけれども、7台追加で、こちらが22万円。それから、会場案内、2階の我々の地域福祉課のところでは業務ができないものですから、特設会場をつくる関係で案内という形で、その人件費が延べ72人で48万7,872円、トータル2,725万円になります。

○内田修司委員 分かりました。

もう一点、その先の子育て世帯臨時給付金の件の事務費についてお伺いしたいんですけど、もともと事務費、当初は現金5万円で残りをクーポンでというお話があって検討されてきたと思うんですけど、ここに書かれているのは当然現金給付の事務費だと思うんですけど、クーポンでやったらどうなるかとかということについては試算をされたのかどうかだけ教えてください。

- ○藤野 大子育て支援課長 試算はしてございません。 以上でございます。
- ○渋谷英彦委員長 ほかによろしいですか。
- ○秋山博子委員 全体に健康福祉部のことになると思うんですけれども、今、それ以外の申請でも今週中に申請があれば27日には振込ができるというようなことがあったんですけれども、これらのことに関する相談で年末年始はどのように対応するのか、そういう体制はどうなのかというのをまず教えてください。
- ○渋谷英彦委員長 年末年始の対応はどうなっているかというのは両方に聞かれているの かな。両方に聞いているの。
- ○秋山博子委員 そうですね。
- ○藤野 大子育て支援課長 先ほどの御説明の中にもございましたけど、申請が必要な方の対応になると思いますが、年内の給付の方の受付については、19日までに申請を終えた方は27日に給付が可能です。それ以降も受付のほうは開始していきますので、御用納めの日まで申請が必要な方の対応は引き続き取っていきたいというふうに考えています。以上でございます。
- ○石原隆弘健康福祉部長 生活困窮世帯の事業に関しましては、まだスタート時点も決まっていないこともございますので、年末に特別の対応ということは考えてございません。 以上です。
- ○秋山博子委員 そうしますと、どちらも年末年始は何らかの相談とか、そういうことに 対しては対応できないということになるんでしょうか。

- ○石原隆弘健康福祉部長 通常の生活困窮等に関する緊急の相談というのは通常の体制で やっていまして、この給付金に関しては特別の体制は取らないということでございます。 ○秋山博子委員 了解です。
 - では、次なんですけれども、今、このように幾つかの給付や支援の制度が、その事業が始まるわけなんですけれども、それぞれ重ねて、こちらの制度を使っているからこれは駄目だとかそういうようなことはなく、事情に応じて給付対象になるというふうに考えればいいですか。
- ○杉山広晃地域福祉課長 今現在、まだ国のほうの制度設計の正確なものがありませんでして、先ほど部長のほうからもありましたとおり、スタートがいつかというのもまだ決まっておりません。ですので、ほかの制度を使っていると駄目だとかというものも今のところ提示されておりませんので、今の段階では非課税世帯だとか家計急変世帯の方に準ずる方というのは10万円の給付が可能かというふうに考えております。

以上でございます。

- ○秋山博子委員 それでは、生活困窮者自立支援金支給事業についてなんですけれども、これは社協の特例貸付けに関して、それを上限まで貸付けされた人が対象ということであるんですけれども、社協の特例貸付けは収入の状況によって、家計の状況によって返済免除というようなことがあったかと思います。そちらの制度との関係というのはどうなんでしょうか。何かその影響を及ぼすだとか、そういうことはありますか。
- ○杉山広晃地域福祉課長 今現在、そのようなアナウンスは国のほうからもありませんの で、特に影響はないかというふうに今の段階では考えております。 以上です。
- ○秋山博子委員 了解します。
 - そうすると、まだまだ曖昧な部分といいますか、不明確な部分がありながら、とにかく世帯数だとか、その辺を想定してこのように補正予算を出したというふうに考えればいいですか。
- ○杉山広晃地域福祉課長 今委員がおっしゃられたとおり、まだ不確定なところが多数ありまして、今の段階でできることを準備していくという形になります。 以上でございます。
- ○渋谷英彦委員長 いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷英彦委員長 ほかに特にないようですので、質疑、意見を打切ります。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷英彦委員長 討論を打切ります。

これより採決いたします。

議第89号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者拳手)

○渋谷英彦委員長 挙手総員であります。よって、議第89号は、これを原案のとおり可決 すべきものと決しました。

以上で、予算決算審査特別委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

以上で、予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

閉会(10:20)